

公益財団法人日本自転車競技連盟 維持会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「本連盟」という。）が統轄する各種自転車競技の普及と、更なる競技力の向上を推進するため、本連盟定款第46条第3項に基づき、維持会員制度に関する事項について定める。

(維持会員の権利)

第2条 維持会員は、本連盟の目的および事業の趣旨に賛同し、第4条の入会手続を経たものをもって維持会員とする。

2. 維持会員は、会員証および本連盟の刊行物を受領することができる。

(維持会員の義務)

第3条 維持会員は、次の各号に定める区分に従って、維持会費を支払わなければならない。

- (1) 個人会員 年額 10,000 円を1口とし、1口以上
- (2) 団体会員 年額 50,000 円を1口とし、1口以上

(入会手続)

第4条 新たに本連盟の維持会員になろうとする個人または団体は、当該個人または当該団体の代表者から次の書類を理事会に提出し、理事会が別に定める加盟審査要項に基づき、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 入会届（住所または所在地及び連絡先を明記すること）
- (2) その他本連盟が必要と判断した資料

(退会)

第5条 維持会員が退会しようとする場合には、次の号に定める書類を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 退会届

(処分)

第6条 理事会は、維持会員が本連盟の名誉を傷つけ、または本連盟の目的に違反する行為をなしたときは、次の各号に定める処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

2. 前項の具体的な手続及び内容については、理事会の議決を経て別に定

める。

(維持会費の精算)

- 第7条 維持会員が第5条又は前条第1項第4号により退会した場合、当該維持会員が既に納付した維持会費は、理由の如何を問わず返還しない。
2. 前項の場合において、維持会員が退会する前に支払義務が生じた維持会費は、直ちに本連盟に納付しなければならない。

(委任)

- 第8条 この規程の施行について、必要な事項については会長がこれを定める。

附 則

1. 昭和50年(1975年)9月27日施行
2. 平成5年(1993年)6月26日一部改定
3. この規則は、公益財団法人日本自転車競技連盟の設立の登記の日から施行する。